

2. 持株会社が継承する優先株式等の金額・条件等

(1) 根拠

当行は、13年4月の発足以来、合併効果を着実に実現しつつ将来の更なる発展への基礎を固めて参りましたが、「21世紀の新たな複合金融グループ」として一段の飛躍を図るため、銀行持株会社「株式会社三井住友フィナンシャルグループ」を14年12月に設立いたしました。

株式会社三井住友フィナンシャルグループは、発足後、今年度中を目処に三井住友カード会社、三井住友銀リース株式会社、株式会社日本総合研究所を100%子会社とし、また大和証券エスエムピーシー株式会社、大和住銀投信投資顧問株式会社を直接投資会社とした上で、

持株会社を核としたコーポレートガバナンス体制、経営体制、経営システム等の整備による「最適グループ経営の実現」

企業戦略の明確化と経営の自主性強化、責任の明確化と権限委譲の推進、インセンティブの強化、経営資源の積極的投入等による「戦略事業の抜本的強化」

の2点を主眼とする「グループ経営改革」を実行し、「充実した金融サービス提供力」と「高度な収益力・財務体力」を併せ持つ複合金融グループの構築に取り組んでまいります。

(2) 発行金額、発行条件、商品性

三井住友銀行が受け入れていた公的資金につきましては、株式移転により三井住友フィナンシャルグループが新たに発行する優先株式によって、同社が受け入れることとなりました。株式移転の際、三井住友銀行の各種優先株式1,000株に対して、三井住友フィナンシャルグループの各種優先株式1株を割り当てました。三井住友フィナンシャルグループが発行する優先株式の概要は以下の通りですが、発行条件等の実質的な変更はありません。

< 三井住友フィナンシャルグループが発行する優先株式 >

	第一種	第二種	第三種
発行額	2,010 億円	3,000 億円	8,000 億円
残余財産分配額	3,000,000 円	3,000,000 円	1,000,000 円
優先配当金	10,500 円	28,500 円	13,700 円
優先配当率	0.35%	0.95%	1.37%
優先中間配当金	5,250 円	14,250 円	6,850 円
当初転換価額	980,000 円	平成 17 年 8 月 1 日の 時価(注)	613,000 円
転換請求期間	平成 14 年 12 月 2 日 ~ 平成 21 年 2 月 26 日	平成 17 年 8 月 1 日 ~ 平成 21 年 2 月 26 日	平成 14 年 12 月 2 日 ~ 平成 21 年 9 月 30 日
転換価額の修正	転換請求期間中毎年 8 月 1 日の時価(注) に修正(上下両方)	転換請求期間中毎年 8 月 1 日の時価(注) に修正(上下両方)	平成 15 年 10 月 1 日 以降平成 18 年 10 月 1 日までの毎年 10 月 1 日の時価(注)で修 正(上下両方)
期中の下限転換価額	980,000 円	980,000 円	258,330 円
一斉転換日	平成 21 年 2 月 27 日	平成 21 年 2 月 27 日	平成 21 年 10 月 1 日
一斉転換の下限	500,000 円	500,000 円	258,330 円
当初発行会社 および名称	住友銀行 第 1 回第一種	住友銀行 第 2 回第一種	さくら銀行 第三回(第二種)
三井住友銀行 における名称	第 1 回第一種	第 2 回第一種	第五種

(注)時価は、当該日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における普通株式の終値の平均値

(3) 当該自己資本の活用方針

三井住友フィナンシャルグループが受け入れました公的資金につきましては、引き続き、主として経営の健全な中堅・中小企業及び個人向け貸出増強に活用してまいります。

(4) 配当

配当につきましては、従来同様、適正な収益水準が安定的に維持できる場合において、各年度の配当額を配当性向を勘案して決定してまいりたいと考えております。なお、15

年3月期におきましては、デフレ傾向の持続等厳しい経営環境下、引き続き内部留保の蓄積による経営の安定性確保が不可欠との考えから、普通株式は1株当たり4,000円(株式移転前の普通株式1株当たり4円配当に相当)、優先株式につきましては所定の配当を予想しております。